

帝の顔付には堂々たる威風は無かつたが、仁君らしい様子が認められ、その一舉一動には君主たる品位が備つてゐた。〔Le Comte. Nouveaux mémoires de l'état présent de la Chine. t. I. pp.

63-64.)

五名の宣教師中、ジェルビロン、ブーヴエ兩師は勅命に依つて君側に奉侍した。そして彼等は忠誠と科學的造詣とに依つて康熙帝の信寵を博し、この皇帝を通じて西歐文明、就中、佛國文化を清朝に移植したのである。ブーヴエ師は勅命を奉じて一旦歸佛し、數名の佛國學僧を隨伴して歸朝し、支那文化の開發に盡瘁した。また基督教が康熙三十一年（一六九二年）中國に公許されたのは主としてジェルビロン、ブーヴエ兩師の勳績であつた。斯くて葡萄牙の勢力は佛國の勢力に依つて漸次、清朝から驅逐され、唯、欽天監方面に餘喘を保つに過ぎなかつた。佛國に於いてはブーヴエ師の提唱により支那會社が設立

支那天文學の成立について

され、ランフトリット號（L'Amphitrite）は初めて支那に廻航したのであつた。加之、支那に於ける文物制度の研究は全く佛國宣教師の手に歸し、彼等の著作と報告とは續々、巴里から出版された。要するに支那が佛國耶蘇會士を通じて、泰西の科學文明を吸收したと同時に、西歐も亦、佛國學僧の手を経て、中華帝國の精神文化を攝收したのである。故に東西文化の流通といふ點から見て、ルイ十四世の耶蘇會士を支那に差遣した壯舉は、劃期的事實と言ひ得るであらう。（完）

支那天文學の成立について

（新城博士の駁論に答へる）

飯 島 忠 夫

支那古代の天文學の成立については、古來から世界の學者間に種種の意見が現はれて居るが、近年我

第一五卷

五五一

國に於ても亦對峙の勢を成して居る二つの説が有る。其一は理學博士新城新藏氏の自發的開展説であり、其一は私の西方影響説である。新城博士の意見が始めて公にされたのは、大正二年の藝文に掲げられた「支那上代の曆法」であり、私の意見を始めて公にしたのは其の前年なる明治四十五年の東洋學報に掲げた「漢代の曆法より見たる左傳の僞作」であつた。しかし此頃に於て外來説を主張して新城博士と對峙したのは寧ろ橋本增吉氏であつて、其意見は「書經の研究」と題して大正元年から同三年へかけて東洋學報に掲げられたのである。それから數年の間は何等の進展を見なかつたが、大正七年の冬となつて、新城博士は「歲星の記事によりて左傳國語の製作年代と干支紀年法の發達とを論ず」といふ一篇を又藝文に掲げて、私の左傳漢末僞作説を反駁された。歲星とは木星のことである。そこで私は翌八年に「再び左傳著作の時代を論ず」といふ一篇を東洋學報に

掲げて更に自説を維持した。翌九年の春から橋本氏は「左傳の製作年代について」といふ一篇を史學雜誌に連載して双方の説を批判し、別に折衷的一説を立てられた。同年の夏から冬にかけて、新城博士は更に「再び左傳國語の製作年代を論ず」、「漢代に見えたる諸種の曆法を論ず」の二篇を藝文に出して、私の説を根柢から顛覆しようとしてられた。私は翌十年の一月から、「支那の上代に於ける希臘文化の影響と儒教經典の完成」といふものを東洋學報に連載して益々自説を擴張した。私と新城博士とが七月と十月とに相續いて帝國學士院で其説を陳述したのも此年のことである。此年の十一月新城博士は大阪朝日新聞に「東洋文明の淵源に關する論争」と題して兩説の梗概を述べて私の説を駁撃され、翌十一年の春には又「干支五行説と顛項曆を」支那學」に掲げられた。私は又同じ頃に「支那古曆法餘論」を東洋學報に掲げて新城博士の説の缺陷を指摘した。其翌十二年にな

つて、私は又「印度の古曆と吠陀成立の年代」を東洋學報に出して、支那と印度との木星紀年法が創始せられた年代の同一であることを論じて、兩地の木星紀年法は其起原を同じくすることを述べた。かくて大正十三年は空しく過ぎて十四年に至り、私は又白鳥博士還曆記念東洋史論叢に「支那天文学の組織及び其起原」と題する一篇を寄せた。其冬には更に東洋文庫論叢の第五篇として支那古代史論を公にして、大方の批判を求めた。これは従來の諸論文と其後の新得とを組織的に詳述したものである。新城博士は最近出版された内藤博士還曆祝賀支那學論叢に「東洋天文学史大綱」を載せられた。これは従來の諸論文の梗概とも見るべきものである。

兩說對峙の勢は上述の如きものであるが、新城博士は其可否の容易に決定しないのをもどかしく思はれたのであらうか、本年五月發行の「思想」第五十五號に「天文学上より見たる支那上代の文化」と題する

支那天文学の成立について

一篇の文を寄せられ、其中に博士の自説と私の説との梗概を掲げ、更に研究者の態度を決すべき重要な中心問題として自ら三個の論争點を選定し、これによつて「堂堂一騎打の勝敗を決せ」られようと呼ばれた。私は従來の研究に於て種種の點から新城博士の啓發を受けたことが多いのを感謝して居るものであつて、博士が私を以て好敵手と認められてかくまでには言はれることは私の最も光榮とする所である。此儘沈黙を守つて居るのは却て失禮であらうと思ふから、茲に充分に論辯して私の立脚地を明にし、學界の批判を待たうとする次第である。

私は此三個の論争點が終局的なものだとは思つて居ない。其上に尙一層主要なるものが少くとも三個は有ることと思つて居るが、先づ新城博士の指示されたものから議論を始めようと思ふ。博士の指示された論點は次の如くである。

第一論争點 春秋經にある昭公十七年(前五二五)

第一五卷

五五三

の日蝕記事は、サロスの智識によりて後世（前三〇〇頃）より作爲して挿入したるものに非ざるか否か。

第二論争點 呂氏春秋序意篇にある維秦八年歳在涸灘なる句は、後世の改竄に成るものとして抹殺するを得べきや否や。

第三論争點 左傳にある陳滅亡の年に關する記事は劉歆以後に改作したるものと認め得べきや否や。

第一論争點については、私は春秋の日蝕記事にバビロンのサロス即ち日蝕週期による計算の結果が伏在すると主張するもので、第二論争點については、私は呂氏春秋の維秦八年歳在涸灘の條は後世の竄入に成り、秦の時代の木星紀年法には符合しないと主張するもので、第三論争點については、私は左傳にある陳滅亡に關する記事（それは昭公九年の條と哀公十七年の條とにある）は左傳著作當時の文章でなく、

それより後の人が書き改めたり又は置き換へたりしたものと主張するものである。議論の便宜上、私はこれから（一）第三（二）第二（三）第一の順序を取つて述べて行きたいと思ふ。

（一）左傳及び國語の中を含む曆法が三統曆と一致して居ることは前漢末の劉歆から言ひ始めたこと、後漢の經學者たちも皆之を祖述して居り、唐の孔穎達の左傳正義にも此曆法によつて總ての場合を説明してある。三統曆は劉歆が作つたもので、其の採用する一年の日數、一月の日數、木星の週期は皆眞實の數に比べて多少の差を有して居る。それ故數百年を経れば、冬至の日にも、朔の日にも、木星の所在にも、皆著しい狂ひを生じて來る。其結果がすべて左傳國語の上に現はれて居るのである。これが即ち私の左傳漢末著作説の根據である。然るにここに左傳の中に、三統曆に合はず又眞實の位置にも合はない、全然孤立した木星の記事が一個有る。それ

は即ち問題となる所の陳の滅亡の年に關するものである。孔穎達は極めてあつさりとして此條を説き去つて、別に三統曆に齟齬して居るとも認めなかつた。しかし昭公九年の條には、木星が鶉火といふ宿次（天の赤道を十二區劃に分けたもの、一）に在る年に陳が

十二次(十二辰)表

1 星紀(丑)	2 玄枵(子)	3 娵營(亥)
4 降婁(戌)	5 大梁(酉)	6 實沈(申)
7 鶉首(未)	8 鶉火(午)	9 鶉尾(巳)
10 壽星(辰)	11 大火(卯)	12 析木(寅)

滅亡するといふ豫言があり、哀公十七年の條には陳が滅亡した記事がある。前漢末以前の曆法では、木星は一年に一次を行くと定めてあるから、昭公九年の條に出て居る五十二年といふ年數によつて鶉火の年を推せば、哀公十七年は丁度それに當るけれども、三統曆では木星を百四十四年に百四十五次だけ行く

こと、換言すれば、百四十四年毎に一次づつ飛び越えることに改めたので、之によつて計算すれば、丁度昭公十五年に飛び越えて、哀公十七年には鶉火よりも一次進んだところの鶉尾といふ宿次に當ることとなつて、昭公九年の豫言に合はない。新城博士の主張では、左傳や國語に出て居る豫言は皆其の適中したものを取つて居る筈であるから、此の場合に於ても左傳の記事は其儘著作者の主旨に叶つて居るのであつて、これが即ち左傳に三統曆を含まない明證であるといふのである。

私の立論の方法は、すべて古來の成説を參考して大體の調子から先に見て置いて、其の調子に合はないものが一つでも有れば、充分にそれを批判して、それが果して古來の成説を齟へす程に正確な記事であるか否かを定めようとするのであり、新城博士の方法は、最初に本文其物を正確にして動かすべからざるものと定め、それから出發して古來の成説を批

判し、若し一つでも成説に合はない材料が有れば、それを根據として古來の成説を否定しようとするのである。私は、書物といふものが傳來する間には、本文の中に誤字脱字改作挿入削除等が生じ得ることを認めるものであつて、それが寫本のみで傳はる時代には特に種種なる異本が生じ易いと考へるのである。私は決して根據の無い假説を本としてそれに合はない記事を抹殺しようとするものではない。そこで私は前記の孤立の記事の場合に於て、哀公十七年に陳が滅亡したといふことが果して確實性を有して居るか否かを點檢して見た。そして前漢の中世に出來た史記には陳が滅亡したのを哀公十六年とするものと同十七年とするものとの二種の記事が數個所に於て居て、其中でも前者が優越の地位に在るのを認めた。史記が此時代に關して採用した資料としては左氏春秋（或は左傳）を以て根本的のものとするのであるから、此の如き二様の記事が有るのは怪むべき

ことである。そこで私は最初には其中の何れか一つが有つたのみであつて、史記が段々寫し傳へられる間に種々の紛亂を生じたのであらうと考へた。そして種々の理由からして、私は左傳の原文には陳の滅亡の記事を哀公十六年の條に入れてあつたのを、晋の杜預が春秋の本文と左傳の文とを組合せて現行のものにした時に、變更して十七年の條下に移し、それと同時に昭公九年の條にある五十一年を五十二年に改めたもので、史記の中に十七年に當つてあるのは此の變更の影響を受けたのであつて、十六年に當つてあるのは此の影響を受けなかつた部分であらうと考へるのである。此の如くすれば、左傳と國語とに含んで居る曆法はすべて三統曆で説明することが出來て、古來の成説に一致する様になるのである。又漢書五行志の中に、哀公十七年に當る様に記してあるのも同様の影響を受けたものであらう。若し左様でないとするれば、其記事は五行志の全體とも、律

歴史とも調和を保ち得ない孤立のものとなるのである。之に反して若し哀公十七年を確實なものとすれば、新城博士の立脚地からしては如何しても明快な説明の出来難いものが、左傳の中で四個、國語の中で二個を生ずることとなる。その四個といふのは僖公五年と昭公二十年との冬至の日と、襄公二十八年と昭公三十二年との木星の位置とであり、その二個といふのは殷の湯王が夏の桀王を伐つた年と周の武王が殷の紂王を伐つた年とに於ける木星の位置である。これが即ち新城博士の説に對する私の従前から主張である。

(二) 呂氏春秋　私が淮南子及び正史の律歴志の中にある材料を根據として研究した結果によれば、支那の最も古い曆法は私が假に名づけた所の古顛瑣曆(又黄帝の造つた曆法と言つてもよい)であつて、それは B.C. 4926 を元始の年として、其年は甲寅に當り、其最初の日は正月朔旦立春であつて、月も甲寅

日も甲寅に當つて居る。そして其最初の時刻を寅として居る。此の年月日時のをすべて甲寅に揃へてあるのは最も好く五行説の精神に叶つて居て、五行説を曆に適用した所の最も原始的なものと考へる。

それから一の大週期なる 4560 年を下つて B.C. 3685 となれば、また同様の状態となるのである。この寅の年といふのは、木星の神靈で、木星と反對の方向を取つて同じ速度で廻るものと考へられたところの太陰、天一、太歳又は蒼龍と呼ばれるものが寅の區域の中を運行することを示して居るものである。これは即ち天神中の最も尊貴なものであつて、人間の運命を支配する所の偉大な力を有するものと信ぜられて居たものである。此の天神の所在によつて年が紀せられるのである。それから秦始皇帝の時代になつて此曆法に多少の新味を加へ、元始の年月日をば、此曆法から得るところの B.C. 1506 甲寅年正月朔旦立春己巳の日に引下げ、其二十六年(B.C. 221)から

年首の儀式をば冬十月に行ふこととした。これは古書に明記してあることであるが、唐書の歴史に引いてある僧一行の大衍曆議には又それを呂氏春秋の著者たる呂不韋が定めて置いたものと記してある。此説をば私は古い根據の有る説として信じようと思ふのである。これが即ち顛頊曆である。さて此古顛頊曆と顛頊曆とに定めてある所の木星の位置によつて推せば、呂氏春秋の序意篇の中にある歲在涪灘（太歲が申に在るといふこと）は秦始皇の八年ではなくて七年のことである。但し其文の續きに秋甲子朔とあるによれば、これは必ず八年でなくてはならぬ。此の如き矛盾は如何にして生じたのであらうか。私はそこで例の研究法によつて、之に各方面から批判を加へて見たのであるが、今其一を擧げて見れば、「歲在」といふ文句の用法は、左傳と國語にはは木星の所在として用ひてあり、前漢末から後漢の初へかけてもやはり同じことであつて、それが木星の反映

なる太歲の所在の意味に用ひられるのは後漢の末に近い頃のものに始めて見える。其の以前のものには必ず「太歲在」と記してあるが、それも後漢時代に限られて居る。呂氏春秋の「歲在」を秦代の記載とすれば、それは全然孤立した用法である。これは頗る怪むべきことであつて、呂氏春秋の此の條を後世の挿入であらうかと疑ふべき理由となるのである。新城博士は此の孤立の記事を根據として、それを左傳にある木星の位置に結合し、戰國時代の中頃から此頃までの曆法で定めて居た木星の位置をば顛頊曆のものよりも一年づつ引下げるべきものとし、之を助ける理由として、顛頊曆の施行されたのが秦始皇の二十六年からであることを引かれて居るが、これは古顛頊曆と顛頊曆との關係から見て私の承認し難い所である。博士は尙呂氏春秋には一字も誤が無い筈であるとして史記の呂不韋傳にある傳説の記事を引證されるが、それは果して如何なものであらうか。こ

れが即ち新城博士の説に對する私の主張である。

私は以上の二つの論争點について容易に新城博士の説に服し得ないのである。しかし今假に一步を譲つて、博士の説を正しいとするならば、支那天文学の自發説と外來説とが如何なる有様となるかと考へて見れば、此の場合に於ては、前漢の劉歆が三統曆を以て左傳を説いて其の推歩の方法が精密であつたといふ漢書の律歷志の明文に破綻を生じ、左傳が前漢末に於て今の形を成したといふ清の劉逢祿の説は、其の曆法上からの新しい援助者を失ひ、(しかし劉氏の説はまだ少しも破れない)。古顛項曆の元始の點が甲寅年甲寅月甲寅朔旦立春であるといふ唐書に載せた古來傳承の説が破れてしまふのは勿論のことであるが、尙外來説は其儘成立し得るのであつて、博士の言はれる様に自發説を確立する結果とはならない様である。次に聊か其次第を述べて見よう。

古顛項曆の木星紀年法は木星が十二年に天を一周

支那天文学の成立について

するものとして立てられたのであつて、實際の年數

なる十一年八六よりは聊か遅くなつて居るから、約八十六年毎に眞の木星は一區劃づつ前方に進み出るのである。そこで木星紀年法の創立された年代は木星の曆面上の位置と眞正の位置との一致する期間を検出することによつて推定されるのである。さて古顛項曆の木星紀年法を此方法によつて考へる時は、大略 B. C. 330 から B. C. 246 までの間に於ける或る期間の實測を根據として出來たもの、様である。そして一旦此の紀年法が立てられた後に於いて其の實際に合するを得べき範圍は大約 B. C. 211 までに及んで居る。新城博士が左傳國語と呂氏春秋とによつて定められた一種の木星紀年法もまた十二年の週期を用ひて居るものと見做されて居るので、それは大略 B. C. 474 から B. C. 331 までの間に出來たものと考へねばならぬ。新城博士は其成立年代を大約西紀前三百六十七年頃に當てて居られるが、

第一五卷

五五九

必ずしも其様に限局するには及ばないのである。そして一旦此の紀年法が立てられた後に於て其實際に合するを得べき範囲は大約 B. C. 205 までに及んで居る。

漢代及び其以前の暦法は（三統暦を外にして）一年の長さをば三百六十五日四分の一とし、十九年に二百三十五月を合せ、其の四倍の七十六年で其の一の週期を完成させるものである。これは年の長さに於ても、月の長さに於ても、眞の數よりは少しづつ超過して居るから、數百年の間には著しい狂ひを生ずる。此の事實に本づいて、古顛項暦の朔及び季節が暦面と實際と最もよく符合する年代を求めれば、B. C. 427—352 の七十六年間に亘る一の週期を得る。それによつて私は此の支那最古の暦法の基礎となつた實測の年代を此期間に置かうと考へるのである。新城博士も顛項暦の成立年代を西紀前三百六十年頃と言はれるから、大體に於ては私の考に一致し

て居られるのである。然るときは何れの説よりするも、七十六年週期の暦法に附帶して十二年週期の木星紀年法が制定されたものと考へることが出来る。

私は此の七十六年週期の暦法が希臘のカリポス暦と全然同一なる計算上の基礎に立つものであつて、又兩者の組織の根據となつた實測の年代を計算によつて推定したところ、これも全然相符合して居ることを認めたからして、此の如き精密なる暦法が、支那と希臘とで同一年代に偶然にも各獨立して製作されたものとは決して考へられないばかりでなく、支那と希臘若くはペルシアとは此年代に於て交通が全く絶たれた別世界ではなかつたのであるから、文化移動の大勢に顧みて、支那の古暦は西方から輸入されたものと推定したのである。これが私の西方影響説の中心點である。此の春秋戰國時代に東西の交通が有り得たことは新城博士も既に二十八宿の組織が支那に起原して、それから此時代に西方諸國に傳は

つたといふ立論の中に自ら承認して置かれたことである。又木星を最高の神に配合することは此頃既にバビロン、希臘、印度に存在したことであり、木星紀年法はバビロンと印度とに存在した形跡が有り、其上五星を主とする占星術即ち五行説の精神に一致する思想もまたバビロン希臘に成立して居たのであるから、支那の木星紀年法も、木星の神を最高のものとするのも、五行説構成の根本となる占星術的思想も、また古曆に伴つて西方から來たものと考へたのである。私は支那の木星紀年法の根據となつた觀測年代を B.C. 330 以後と計算したのであるが、新城博士の説に従て B.C. 320 乃至 310 頃としても、なほ古曆の成立と同時代となるのであつて、其の古曆が西方から傳來したものとといふ推測が成立つ間は、此の曆法に伴ふ所の木星紀年法もまた同時に西方から傳來したものと考へるのが穩當であらうと思ふのである。此の場合に於て、其の傳來の年代をば

支那天文學の成立について

必ずしも西紀前三百六七十一年頃に限局することを要せない。ただ其れよりも後年のことでありさへすれば宜しいのである。故に古曆法が支那へ傳來した年代をカリボス曆が始めて施行されたと傳へられるところの B.C. 330 よりも以後に當ると見ることが出来るならば、木星の神及び木星紀年法の傳來もそれと同一年代と見ることが出来るのである。新城博士は此の木星紀年法を含んで居る左傳の著作年代の下限を西紀前三百三十年とされて居るが、それは左傳中の豫言記事を檢して、其の適中して居るものと不適中と認められたものによつて限界を立てられたものである。しかし此の限界の必ずしも正當とは言はれないことは私が以前に論じて置いたことで、私は豫言の適中の限界を西紀前三百年附近若しくは其以後までに引下すことを正當と考へて居るのである。此の如く考へて來れば、假に呂氏春秋及び左傳にある木星紀年法の解釋を新城博士の執られる様な

ものであつたとしても、なほ外來説は立派に成立つので、従つて自發説の根據は動搖を免れないのである。

又新城博士の立脚地からして考へて見れば、假に呂氏春秋及び左傳にある木星紀年法の解釋が私の意見の様に定つたとしても、それが直に外來説を承認することとはならないと思ふ。何となれば、七十六年週期の曆法が東西兩地で同時代に現はれた事實が有つても、其の同一起原を拒否し得るならば、比較的簡單なる木星紀年法が兩地に於て同時代に現はれた場合に於ても、一層容易に其同一起原を拒否することが出来るからである。然るときは戰國時代に於て支那に行はれた木星紀年法如何の問題は自發説と外來説との當否を決定するに關して主要なる論點となり得ないではないかと思はれるのである。

五行説即ち木火土金水の五元素を立てて天地萬物の成立を説明しようとする説は、陰陽説と連絡して、

支那天文学の全組織を貫流する所の根本思想とも見られるものであつて、其の思想は五個の遊星の觀察から發生したのであり、従つて其の學説の成立は五星の週期の制定に伴ふべきもので、それは木星紀年法の成立年代によつて決定さるべきものである。此の議論は新城博士も私も全く一致する所のものであるが、これは中古以來の諸學者の論究しなかつた所のもので、特に宋儒以後五星と五行との關係は極めて不明瞭となつて居る。しかし今より二百餘年以前に於て西川如見は五行が五星から導かれたものであることを既に力説して居たのである。

十干十二支は本來十日十二辰と呼ばれたものであつて、それは歲月日時に配當されて占星術上極めて重要なものとなつて居る。十日は剛柔の二種に分けられ、それに五行を配合されて居る。我國で呼ぶ「さ」のえ「きのと」は木兄木弟であつて、剛木柔木の意味である。これはもと十進法によつて日を數へたこ

とから起つて居るものと思はれるが、甲乙丙丁戊己庚辛壬癸の名稱は其語原から考へても、文字の組立から考へても、直に木火土金水の性質の移り行く順序に叶つて居るのである。十二辰は、私の考へる所では、西方の *Noctiae* に類する所の天の十二區劃から脱化したもので、本來木星の反映として作られた太陰、太歳、天一、蒼龍などと呼ぶ最高の天神が十二年に天を一巡する順序によつて、其の年年の位置を示す爲に制定され、それが直に年の名となり、それから類推して、月にも、日にも、時にも、方角にも適用せられて居るのである。それ故に十二辰は木星紀年法と共に發生したものでなければならぬ。其の第一番は寅であつて、それから卯辰巳午未申酉戌亥子丑の順序を取る。此の順序は淮南子史記に見えて居る。これらを普通に虎兎龍蛇馬羊猴雞犬豕鼠牛に當てて呼ぶのは此等の文字の本來の意義ではない。此等の文字の意義は十干と同様に五行相生の順

支那天文學の成立について

序即ち木火土金水の順序によつて、萬物の發生繁茂成熟伏藏の過程を示すところのものである。其の順序を後世では子に始まつて亥に終る様にしてゐるのは、伏藏を先にしたのであつて、此の變化は曆法の變遷に關係して居る。此の十干十二支の名稱と陰陽五行説とが本質的に相連絡して居るといふ事は、淮南子史記漢書説文以來二千年を通じて歴代の諸學者の盡く承認して居ることであつて、清の趙翼の如きも、其の著書の陔餘叢考の中に、干支が有つてからそれに五行を配合したのではなく、干支が五行から出たのであると言つて居る。私もまた此の如く承認するのである。そして又其成立年代を五行説及び木星紀年法の始まつた時とするのである。しかし古來の學者は五行説の起原を太古の神話的帝王なる黄帝に置いて居たのであるから、干支の起原についてもまた黄帝の時に大撓が作ったものといふ傳説を承認し得たのであるが、新城博士と私との考へる様に、

第一五卷

五六三

五行説を以て、西紀前四世紀頃即ち戰國時代に於て五星の週期の智識及び木星紀年法の發生に伴つて成立したものとする時は、干支の起原をも之に伴つて戰國時代のこととするか、又は干支は五行説及び木星紀年法の成立以前から別の起原によつて成立して居たとするかが始めて問題となるのである。これが又新城博士と私との間に議論の相違を來した原因であつて、博士は大正二年に當つて、「支那上代の曆法」に於て、十干十二支の文字及び語原に關し、今より二十餘年前殷墟から發掘された龜甲獸骨に刻してある文字を根據とし、五行説及び木星紀年法を離れた前人未發の新説を提出されて居るのである。其大意は、十干は夏若くは堯舜以前に始まり、十二支は殷の時代に出來たもので、十二支は月の名であり、其の成立の最初に於ては立春の季節に當る月を子の月とし、夏至の季節に當る月を辰の月としたものとせられるのであつて、古來の成説として傳承して居る

所の、夏の時代から、立春の月を寅とし、夏至の月を午として居たといふことは、其實春秋の時代頃に、北斗の柄が日没後に指す方角を見て、其の子の方角を指す月を子の月と定め、寅を指す月を寅の月と定め、それによつて二ヶ月づつを狂はせたものであると説明して居られるのである。此説明は天文學上の計算を參照したものであるが、しかし私は此説明が古來の成説を動かすに充分な力が有るとは認めることが出來ない。

十干十二支の記載は戰國時代以前に屬する記事の中にも存在して居て、春秋には多數の記載が有り、書經には堯舜の時代に已に見えて居る。又殷墟から出た龜甲獸骨にも夥しく刻してある。十干十二支が本質的に五行説と連絡して居るとすれば、五行説の成立は決して戰國時代ではなくて、或は堯舜時代以前とせねばならぬこともならう。然らずんば、書經、春秋の記事及び殷墟文字に充分な批判を加へて

其れ等が果して戰國以前に成立して居たか否かを檢定せねばならぬ。私の立脚地は後者である。そこで新城博士が提出された論争點の最初のものが導き出されるのである。

(二)私の春秋研究の立脚點は、(1)五行説は戰國時代に創始された學説であるといふことと、(2)十干十二支は五行説の應用によつて考案されたものであるといふこととである。春秋に於て日を記載するに干支を用ひて居ることは、そのみでは所謂春秋時代に干支の有つた證據にはならない。書經についても同様である。それは朝鮮の三國史記にも我國の日本書紀にも、また此等の國々に支那の曆法の傳來しなかつた以前の時代に屬する記事に、既に干支が附してあることによつて知られる。又殷墟の發掘物に干支が刻してあることは、まだ所謂殷代に干支が用ひられて居たことの確證とはならない。何となれば殷の都の址と稱する土地から僅に今より二十餘年前に

發見された物が必ずしも直に三千餘年前なる殷の時代の品物とすることが出来ないことは、奈良や鎌倉から近年發見されたものが必ずしも直に盡く奈良朝時代や鎌倉幕府時代のものと決定することが出来ないよりも尙甚しいのである。これは寧ろ他の各方面からの周到なる研究によつて其正否を定めらるべきものであつて、それが尙決定して居ないところの現今の學界に於て、直に此物を根據として立論することは大早計ではなからうかと考へられる。然しただ春秋及び詩經の日蝕に干支が附してあつて、その日が現今の天文学の智識に合して居るといふ事實は、その干支を以て後世の逆算によつて附加したとする議論が成立しない限、其當時の眞實の記載と見ぬばならぬ。そこで私は春秋の日蝕を檢べて見た所が、全部三十六個の中、明に誤謬と認むべきもの四個を除き、其餘の三十二個の中で、一日の相違があるものが一個、春秋時代の支那全土の範圍内では見

られなうものが二個有る。此の見られない日蝕といふのは、理學博士平山清次氏が、Hansen, Oppolzer, Ginzell, Cowell, Newcomb, Radan の六天文學者が各別に取るころのコンスタントによつて、それぞれ新に計算を試みられ、其の結果について判定されたものであつて、私は充分信憑し得べきものと考へて居るのである。一日の相違ある日蝕とは昭公十七年(B. C. 525)に「夏六月甲戌朔日有食之」とあるもので、それは其前日たる癸酉の日に有るべきものである。この眞の日蝕はユリウス曆の八月二十一日のことであるから、夏六月といふのも誤であつて、實は冬十月とすべきものである。此の如き誤は他に宣公八年(B. C. 601)の場合にも「秋七月甲子日有食之既」とあつて、その眞實の日蝕はユリウス曆の九月二十日のことであるから、日の于支は符合して居るが月は冬十一月とせねばならぬのである。月の配置についての此の如き錯誤は、春秋の本づくところの

資料が既に紛亂して居た爲だとも考へられ、又は著者の錯誤に出たとも考へられるものである。春秋の著述された時代に、たとひ日蝕の算法が成立して居たとしても、春秋の著者と日蝕の算者とは必ずしも同一人ではないのであるから、此の如き錯誤は生じ得るのである。故に私は宣公八年の日蝕記事をも、昭公十七年のものをも皆正當の月に移して然る後に論を立てるのがよいと思ふ。その結果として、昭公十七年に於て癸酉の日に有るべき日蝕が甲戌の日に有つた様に記してあるのをば、日蝕計算に用ひたコンスタントの不完全なものによるものと認めたのである。新城博士は私の説を反駁して、それは春秋編纂の資料となつたものの中に既に生じて居た錯亂で、本來は「十月癸酉朔」の下に有つた「日有食之」といふ文が、いつか「六月甲戌朔」の下に紛れ込んで居たもので、此の如き錯亂が其儘取つてあるのは春秋の編纂時代に日蝕算法が無かつた證據だと説明され

るが、私は此年の六月朔を現今の方法によつて計算して見たところ、ユリウス暦の四月二十五日で、乙亥の日に當り、甲戌とは一日の差異が有る。然るときは果して其當時に「六月甲戌朔」といふ記録が有つたか否かは疑問となるのである。尙新城博士は此日蝕に附屬する左傳の說話にもそれを六月とし、且つそれを夏至より以前の事實として一段の說話が構成されてあることを證據として居られるが、所謂周の時代の曆法では夏至が七月の中に在る様になつて居るから、博士の説には一應根柢も有ることとは思はれるが、其の說話は「六月甲戌朔日有食之」とある春秋の記事に合せて、作爲されたものとも考へられるのであるから、これはまだ春秋の本文に既に左傳著作の當時から「六月甲戌朔」と記してあつたといふ證據になるのみで、春秋編纂の時代に日蝕算法が成立して居たか否かの問題には觸れないものと考へられるのである。

支那天文学の成立について

新城博士はまた其當時の支那の地域では見られなかつたと推定される日蝕について、それを「重大な問題ではない」とされ、「計算に用ひるコンスタントの僅かの變更によつて調和し得べきもの」と論ぜられるが、果して此の如く輕視すべきものであらうか。これは尙天文学者の間の公論を待つて決すべきものであらうと思ふ。

此の一日違ひの日蝕と、支那では見えない日蝕とが春秋に記載されて居るといふことは、春秋編纂の時代に於て日蝕計算に用ひたコンスタントが不完全であつた爲に生じたものであると、私は認定したいと思ふのである。さて此の如き見地からすれば、十干十二支が五行説の應用として成立してから春秋が編纂され、其時には既に日蝕の算法も有つたと言はねばならぬ。しかしながら又新城博士の説の如く、一日違ひの日蝕は單に記録の紛亂から生じたもので、見えない日蝕は近代の天文学者の用ひるコンス

タントの不精密から生じたものとして、春秋の日蝕は記事の錯誤と認むべき四個を除くの外盡く實見に符合するものであつたと假定しても、それより以後の戰國時代に干支が成立した時、逆算によつて此等の日蝕に干支を附加したとする私の議論は、まだ破れることにはならないのである。何となれば、逆算の結果が、三十二個の日蝕について、盡く眞實の日に符合したと見ることも出来るからである。然ると

きは、問題は支那の戰國時代に於て日蝕の算法が成立し得たか否かに移る。此問題は、七十六年週期の支那古曆法がカリポス曆の傳來したものとする説を正しいとすれば、其の解決が頗る容易である。何となれば、カリポス曆法の成立以前に於て、西方諸國で日蝕の算法が知られて居たことは、ヘロドタスの歴史（西紀前五世紀の著）にギリシャのタールスが日蝕の日を豫知したことが記されてあり、又バビロンではサロスと稱する二百二十三日の日月蝕の週期

が早くから知られて居たのであるから、日蝕の算法に關する智識が七十六年週期の曆法の傳來に伴つて西方から支那に入つたと考へることが出来るからである。

以上述べた如く、私は、新城博士が提出された三個の重要な論争點について、まだ少しも自説を撤回すべき理由を發見することが出来ないものであるが、假にすべてを撤回したとしても、西方影響説はまだ依然として破れないのである。新城博士は西方影響説を否定すべき根據として尙他に支那的特色に關する四個條の問題を掲げて居られるが、私の西方影響説に於いては此等の問題はすべて枝葉に屬する。私は支那古代の天文學に支那的特色が少しも無いとは決して考へて居ない。又戰國時代以前に於て支那人は全く天文現象に注意しなかつたと言はうとするのではない。戰國以前に既に文字が有り、史官が有り、此の史官は後世まで繼續して記録と共に天文曆數の

ことを取扱つて居るものである以上、何等かの天文に關する智識が戰國以前に存在したことを否定することが出来ないのは論ずるまでもない。ただそれが經典や歴史等に見える様な大組織を成しては居なかつたと論ずるだけである。戰國時代に於て七十六

年週期の曆法と共に多くの天文學的智識が西方から輸入されたとしても、それが支那の天文曆數の學として新に成立する時には、在來の智識に本づく多くの支那的特色が加味される筈であつて、これもまた論ずるを待たない。然るときは自發的特色と外來の影響とは同時に並立し得るのである。又外來の文化的產物でも、其本土に於ては餘り著明でなかつたものか、又は一度起つて忽ち其傳を失つたといふ様なものが、他の地方に移つてから一時大に盛になつたり、或は後世まで傳つたりすることは、必ずしも有るべからざる事ではないから、戰國時代の天文學で、今からは純然たる支那的特色と認められる部分

の中にも、其の本原はやはり外に在るものが含まれて居るかも知れない。それ故に古代の天文曆法の智識の中に多くの支那的特色が存在することのみを理由として外來の影響を否定してしまふことは出来な

いと思ふ。

新城博士が外來説を否定すべき有力な根據として舉げられた四個の論點と、それに並べて記された、干支と五行との本質的關係を否定すべき一個の論點とは次の如くである。

(一)西洋の星占天文學を輸入しながら、何故に週法を輸入せず、殊更に六十干支を創定して日を數ふるの煩雜を選んだか。

(二)西洋方面にては圓周を三百六十度に分てるを見、又更に六十干支を創定しながら、何故に圓周を三百六十五度二五に分つの新法を始めたか。三百六十五度二五の周天法があつて然して後にそれを簡約したる三百六十度になるのは自然的

の發達であるが、其逆は甚だ不自然には非ざるか。

(三) 星占天文学を輸入しながら、星座の組織名稱を輸入せず、全く新に五行説によりて組織する煩雜を致せるは何故か。

(四) 一たびサロスを輸入しながら、僅か二百年間に全然これを忘却し、太初元年(前一〇四)に制定したる八十一分曆法には、サロスと異なりたる百三十五ヶ月の蝕の週期を採用して居るのは頗る不思議に非ざるか。

(五) 五行説があつて然して後にこれに基きて十干と十二支が出来たものとすれば、五行と十二支との配當關係が、漢初に於て頗る困惑を極めて居るのは何故か。

私は此の五個の論點について簡單に答辯を試みようと思ふ。(一)については、私は、西方に於てもバビロンの六十進法が一大組織を成して居たことを挙げ

る。(二)については、私は、三百六十五度二五が一年の日數に對應するもので、太陽の一日の行程を一度としたのであり、此の日數は西紀前600頃の希臘のユードクサスがエジプトから傳來したもので、カリポス曆の基調を成して居るものであることを挙げる。そして此の日數の智識の發生した時に此の如き新案は必ずしも學者の間に起り得ないものではないことを附加へる。(三)については、私は、西方に於て、五行説に類似した占星術の智識が、西紀前四世紀の半頃に、始めてバビロンから希臘に傳へられたことを挙げる。そして此の如き事實はバビロンに於ける此の智識の發生が此の年代よりも餘り古くはないことを示して居るもので、此の新なる智識を適用して、それより以前に出来て居た星座の組織に變更を加へようとする考案は、自ら學者の間に起り得べきものであることを附加へて置く。(四)については、私は、サロスと同様の算法を用ひた形跡が春秋の日

蝕記事の中にあつて、しかもそれが漢代になつて容易に忘却されてしまつたといふことは、それが支那の自發的のものでなかつたからだと説明することが出来ると思ふ。そして百三十五ヶ月の蝕の週期は太

初元年に定められたのではなく、それよりも七十六年後なる河平元年を其計算の起點として居るものであることを附加へて置く。(五)については、私は、

第一に、戰國時代に出來た支那最古の曆法に於て、曆日の起點を五行説の自然的の適用から甲寅朔旦立春に定めたのに對して、別に曆の計算の眞の起點をそれより六十一年前の己酉朔旦冬至の日に置いてあつたのを、秦の顛頊曆から、朔旦冬至に占星術的意義を充實させる爲に、更に一千百四十年を溯つて、その日が恰も甲子に當るものを檢出して、その點から計算を起す様にした爲と、第二に、十二と五とが其の數の性質上都合よく組合せにくい爲とに原因する所の混雜であると説明することが出来ると思ふ。

要するに私の議論の最も主要な點は大略左の五個條に歸着する。

(一)支那の最古の曆法と希臘のカリポス曆法との間に連絡が有るか否か。

(二)支那の木星週期による紀年法、木星崇拜等と印度、バビロン等の木星週期による紀年法木星崇拜等との間に連絡が有るか否か。

(三)木火土金水の五個の遊星の週期に關する智識の發生と五行説の成立との間に連絡が有るか否か。

(四)戰國時代に於て東西の交通が行はれて居たか否か。

(五)十干十二支と五行説との間に本質的關係が有るか否か。

私は此の五個條を皆肯定して居るのであるが、新城博士は(一)(二)及び(五)について私と反對の位

置に立たれ、(前に一層主要なる論争點が少くとも三個あると言つたのは此等を目指したのである)。(三)及び(四)については大體に於て一致して居られる。それ故に新城博士の説と私の説とは全然反對して居るものではない。そこで(一)(二)及び(四)に對する私の肯定説が同時に成立すれば、外來説は成立するのであり、(三)及び(五)に對する私の肯定説が同時に成立すれば、五行説を含める儒教經典及び其他の書は戰國時代若しくは其以後に編纂されたものとなるのである。新城博士は(四)を肯定してしかも(一)(二)を否定し、(三)を肯定してしかも(五)を否定せられる。これが兩者の議論の相違を來す所の原因である。私の説は東西の曆法の成立を天文學上の計算によつて比較研究することから發して、それを東西交通の歴史に參照したものであり、又干支と五行との間に本質的關係があることは、支那古來の通説を承認して居るのであつて、決して根據の

無い先入の僻見に捉はれて居るものではない。新城博士は(四)に於て支那天文學の西方に流傳するの可能を認めて、東西諸國の二十八宿の同一起原を主張されながら、(一)及び(二)に於いて東西の七十六年週期の曆法及び木星紀年法の同一起原を拒否されるのは何故か。これは私の了解に苦む所である。新城博士は又(五)を否定せられるが、その爲には、十干十二支について五行説と全然引離された新解釋を行はねばならぬ。博士の提出されたところの殷墟文字に本づく新解釋は、前にも述べた如く、十二支と十二個月との配合を古來傳承のものよりも二個月だけ齟齬させる結果となるのであつて、これは容易に承認し難いことである。

しかし尙考へて見れば、(五)の肯定と否定とは、戰國時代に於ける西方天文學の傳來と儒教經典の完成とを論ずるについて、決して正反對の影響を與へるものではない。假に(五)が否定されたとしても、

私の説の大體は(一)(二)(三)及び(四)を肯定することによつて、依然として存立し得るのである。

何となれば、(五)を否定することによつて、干支が遙に古い時代から用ひられたこととなつても、戦國より以前に關する干支の記載が直に盡く其當時の實録と確定されてしまふものではないからである。又(五)の否定は、同時に支那天文學の自發説を肯定することにはならない。それは、(五)を否定する論者の中には、梁啓超氏のごとく、干支の文字をフィニシア文字の變形したものとして説明しようとする人も生じ得ることによつて知られる。但し(五)の否定は、最古の曆法に於て、曆の元始とする正月朔且立春が、恰も五行説的解釋によつて元始の意義を與へられた甲寅と合して居ることを以て、全く偶然の事實と見做さねばならぬこととなる。實際に於て、正月朔甲寅の日に立春の季節が合し若しくはそれに最も近接するのは、七百四十四年又は八百一年を隔

てて一回づつ起るべき性質のものであつて(古曆では千五百二十年に一回としてある)、其上に、此の曆元の場合に於ては、木星が元始の位置に居るといふ條件が加はつて居るのであるから(古曆では四千五百六十年に一回としてある)、古曆成立の當時に於て、其の基礎となつた實測の期間に含まれる P. C.

366 に、此の如き日が存在したといふことは、眞に奇跡的の事である。若し又此年に於て、木星が元始の位置に居り、正月朔が立春に合し、其の日の干支が甲寅に當つて居たことからして、新に甲と寅とに五行説を適用して、それに元始の意義を與へて、それを干支の順位の第一に置くこととし、更に之を年の名にも及ぼして、其年をも甲寅としたとすれば、干支全體の語義及び其文字の組織が、皆五行説で解釋しても差支のない様に、最初から出來上つて居たといふことは、これ亦眞に奇跡的の事である。若し假に古曆の作者が、多くの朔且立春の中から、それ

が木星の元始の位置に居る年と合するもの（此の如きものは二百二十八年に一回ある）を探し出した時、其の日の干支が甲寅以外のものになつて居たとすれば、それが如何なるものであつたにも拘はらず、それらに對して、果して皆新に元始の意義を與へて、五行説によつて諸原的又は字原的に新解釋を下すことが出来たであらうか。（五）を否定する論者は、此の奇跡的事實に對して、それを單に偶然のものとして看過することが出来るであらうか。これは私の大に疑ふところである。若し又新城博士の様に、B.C. 306 の翌年なる B.C. 305 を甲寅の歳と名づけたとしても、此の疑は尙少しも消滅しないのである。

新城博士の研究の方針は、私の認める所によれば、儒教の經典及び其他の書に記載してある天文學的事項をば、其儘直に歴史的根據の有るものと承認して置いて、それを現今の天文學の計算によつて成るべく活かす様に説明し、其の説明の如何にして施し難

い場合に限つて、始めて之に批判を加へられるのである。そして又一方では、從來一個の統一した天文學の組織に含まれて居て、計算の上からは同時の觀測によつて成立した者とも考へ得べき各種の材料を取つて、自由にそれらを解體し、計算を適用して、其中の或る者をば古いものとし、或る者をば新しいものとして、そこに新に時間的關係を認め、それを彼の經典等の中にある年代に合せて、自發的開展説を建設されたのである。それ故に此の説は殆ど盡く新城博士の創見であつて、其の議論の進行上、天文曆法に關する古來の成説に對して少からざる變更を加へてある。私の研究方針は支那上代の天文學に關する専門的記述を根據として、其中にある成説を參考し、之に依つて、其の最古の組織及び其後の開展を考究し、現今の天文學の計算によつて、其の成立年代を推定し、これに本づいて儒教の經典及び其他の書に記載してある天文學的事項の歴史的價値を

批判するのである。私は世界に於ける各種の經典の

性質を考へて、それにはすべて其の編纂者の理想が含まれ、又編纂時代當時の一般の學術の影響が加はつて居るものとする。私は又、天文學の組織されない以前の天文智識については、容易に其の真相を捕捉することが出来ないもので、それは直に經典の記載に據らず、更に別様の方法によつて慎重に研究さるべきものと思つて居る。それ故に經典の記載を以て大體其儘に歴史的根據のあるものと認められる所の新城博士の研究の結果と、私の研究の結果とが、其の研究資料の同一であるに拘らず、不幸にして相違を來したのであらうと思ふ。新城博士は經典によつて天文學を再造しようとし、私は天文學によつて經典を見直さうとするものである。新城博士の研究の態度は保守の中に改造があり、私の研究の態度は改造の中に保守がある。何れが果して其當を得たるに近いか。それは學界の公正なる判断を待

たねばならぬ。

最後に私は尙一つ言添へたいことが有る。それは新城博士の研究方法に就いての疑問である。博士は最初儒教經典の中にある天文學の事項に對して一般に説明的態度を取られ、其後左傳國語にある木星の記載に對してのみ批判的態度を取られることとなつた。其の結果として、左傳國語の著作年代を戰國時代に引下げられた。左傳國語は元來、孔子が春秋を作つた時に使用した資料を、孔子に親炙した左丘明が編纂して置いたと言傳へられて居るものである。説明的態度を主とせられる博士は、左傳國語にある木星の記載に對しても、先づ何等かの説明的方法を講ぜらるべき筈ではなかつたであらうか。しかし博士が此方法を取られなかつたのは、それが到底成立し得べからざる事を認められたからであらう。此の如くして一旦説明的態度を變更して批判的態度を取られた以上、何故にそれを以て左傳國語の朔旦冬至

の記事及び書經詩經春秋等の天文事項に及ぼすことを躊躇されたのであらうか。私がすべての經典に對して批判的態度を取るに至つたのは、實に左傳國語の木星の位置と朔旦冬至とに對して批判を下したことから始まつたのである。私は新城博士が今も尙其の批判的態度を左傳國語の木星の記載にのみ限局されて居ることについて、其の理由を了解するに苦むのである。(終)

(1) 私の考では、最初左氏春秋が、戦國時代に編纂され、それが史記の資料ともなり、其後にあつて左傳が左氏春秋の基礎の上に幾多の増補改竄が加へられて出来たとするのである。これは劉遂謙の左氏春秋考證に本ついで、それに曆法上からの意見を加へたのである。

正 誤 (前號所載拙稿「三國史記の日蝕記事について」)

四一八	中下段	一五	補、羅盤 1(7)9	庚申朔一國書帝紀
四二二	上段	一六	補、羅盤 12(7)7	壬申朔一陸書帝紀
同	下段	一	一二ヨリ一七	削除
同	同	五	「隋書」ノ前「周書」ヲ補フ	